

せん かく 尖閣諸島問題

政府は国民に 納得のいく説明を

日本共産党委員長 志位和夫

日本共産党の志位和夫委員長は9月24日、党本部で記者会見し、尖閣沖漁船衝突事件で那覇地検が中国漁船船長を処分保留で釈放すると決めたことについて、以下のコメントを発表しました。

日本共産党

尖閣諸島付近の日本の領海で、外国漁船の不法な操業を海上保安庁が取り締まるのは当然である。検察は、逮捕した船長を「処分保留」として釈放することを決めたが、逮捕の被疑事実、釈放にいたる一連の経過について、国民に納得のいく説明を強く求める。

このような事件を繰り返さないためには、日本政府が、尖閣諸島の領有権について、歴史的にも国際法的にも明確な根拠があることを中国政府や国際社会に明らかにする積極的な活動をおこなうことが必要である。同時に、わが党は、中国側に対しても、こうした事件にさいして、緊張を高めない冷静な言動や対応をとることを求めたい。

購読
申込書

印をおつけください ● 日刊 月2900円 ● 日曜版 月800円

お名前

住所 〒

☎



2010年9・10月号外

発行●日本共産党中央委員会

〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7

TEL 03-3403-6111 FAX 03-5474-8358

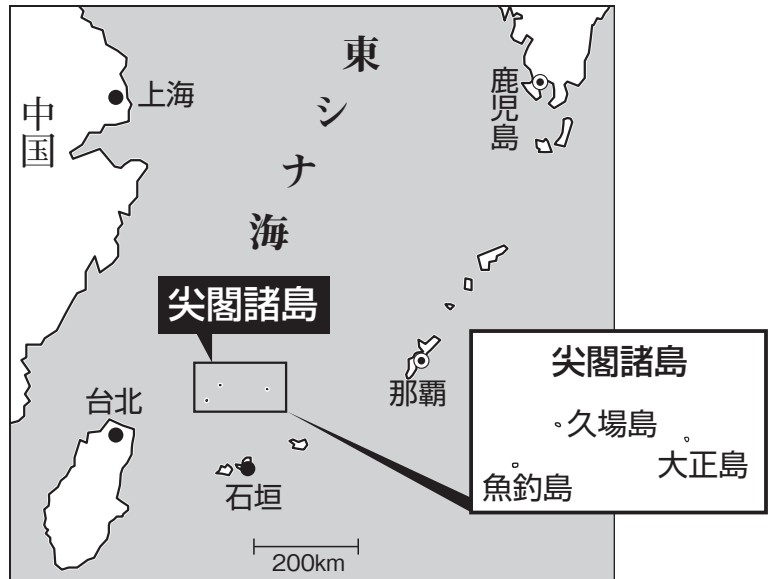
尖閣諸島

日本の領有は正当

1895年に日本領に

尖閣諸島は、1884年に日本人の古賀辰四郎がはじめて探検するまで無人島でした。1895年1月14日に閣議決定で日本領としたのが歴史的にはじめての領有行為で、それ以来日本が実効支配しています。

国際法では最初に占有した国の取得および実効支配が認められています。日本の領有には、1970年代にいたる75年間、どこの国からも異議はでていませんでした。



中国側の主張は70年代から

中国、台湾が尖閣諸島の「領有権」を主張しはじめたのは、周辺海底に石油・天然ガスが発見されたあとの1970年代からです。それまでは、中国で発行された地図でも中国の「領海」外となっていました。中国が法律で尖閣諸島を中国領と書き込んだのも1992年です。

日本の主張に大義があることを
国際社会に明らかにし、
再発防止の交渉を